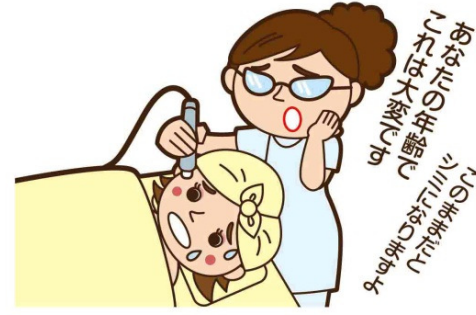


エステの強引な勧誘にご注意!

1 雑誌に掲載されているお試しコースの割引券を利用しようとエステサロンに行く...



2 「このままだとシミになるかも」や「うわぁ、あなたの年齢で大変」など不安をあおるようなことを言われて...



「このコースを受ければ、美白のツルツル素肌になれる。すぐに始めた方がいい」「〇〇コースなら10キロは確実に痩せられる」など高額なエステを勧誘されます。「お金がない」などと断っても、「分割にすれば月々5,000円になる」とか「特別に割引価格にするから」など、執拗に勧誘される場合があります。

ポイント!

契約後もサロンに行く度に、施術中に追加のエステコースや化粧品・美容機器などを次々に勧誘される場合があります。

あなたへのアドバイス



- エステティックサービスは契約期間が1か月を超え、かつ契約金額が5万円を超える場合、特定商取引に関する法律の「特定継続的役務提供」に該当し、クーリング・オフ制度の適用があります。
- 特定継続的役務提供は、クーリング・オフ期間を経過しても、中途解約することができ、解約手数料の上限も法律で決められています。